

1 策定の主旨・背景

- 科学技術の進歩や国際化、情報化の進展などにより、教育を取り巻く環境が大きく変化しており、また、人間関係の希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下しています。
 このような中、平成18年12月に教育基本法が改正され、第17条に「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」と示されました。
 また、同条第2項には、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と明記されました。
- 宮城県教育委員会においては、上記の規定に基づき、「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定しています。（平成29年度を初年度とし令和8年度を目標年度とする10年間の計画）
- 山元町教育委員会においては、国、県の教育振興基本計画を受けて平成29年度に第1期教育振興基本計画（平成29年度を初年度とし、令和3年度までを目標年度とする5年間の計画）を策定しました。令和3年度はその目標年度の最終年度となることから、これまでの計画について振り返り、本町の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す第2期教育振興基本計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものです。また、第6次山元町総合計画に示す教育分野の施策を具体化するための計画として策定します。さらに、第2期宮城県教育振興基本計画との整合を図りながら策定します。

3 計画の期間

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
県	宮城県教育振興基本計画 第2期 【平成29年～令和8年度】					----->				
						(次期計画)				
本町	山元町教育振興基本計画 第2期 【令和4年～令和8年度】									
				見直し	山元町教育振興基本計画 次期					
	第6次山元町総合計画 【令和元年～令和10年度】							----->		
								(次期計画)		

- 本計画は、令和4年度を初年度として、令和8年度を目標年度とする5年間の計画とします。なお、国の教育に関する施策の変更等や、社会状況に大きな変更が生じた場合は必要に応じて本計画の見直しを行います。

4 国・県の動向

(1) 国の動向

- 第3期教育振興基本計画について

第3期教育振興基本計画（平成30年～令和4年）では、「教育の普遍的な使命」として改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要とし、今後の教育施策に関する基本的な方針として次の5項目を打ち出しています。

今後の教育施策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

このような方針のもと、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として

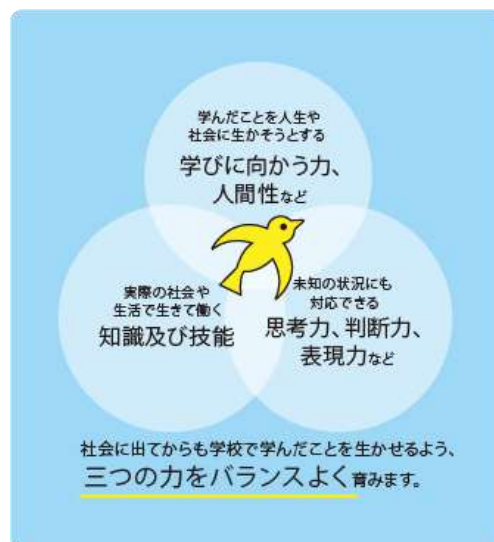
- 1 客観的な根拠を重視した教育政策の推進
- 2 教育投資の在り方
- 3 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

を掲げ、今後5年間の教育政策の目標と施策に取り組むとしています。

- 学習指導要領について

平成30年度に幼稚園教育要領、令和2年度に小学校学習指導要領、令和3年度に中学校学習指導要領が、それぞれ全面実施されました。

要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を児童生徒に育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが定められています。児童生徒が、社会とのつながりの中で学び、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことで、変化の激しい社会の中にあっても困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。さらに、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫ができるよう、全ての教科の目標、内容について、実際の社会や実生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応



できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理され、社会に出てからも生かせるよう、バランスよく育むことが求められています。

(2) 県の動向

● 第2期教育振興基本計画について

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成22年に3月に「宮城県教育振興基本計画」を策定し、本県教育の振興を図ってきました。しかしながら、人口減少、少子高齢化が急速に進行する中、平成23年3月に東日本大震災等が発生しました。そのことにより、本県の子供や社会を取り巻く環境が大きく変化し、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育の果たす役割がますます大きくなってきました。

このような状況の中、第1期計画の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合かつ体系的な推進を図るため、平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定しました。

宮城県第2期教育振興基本計画では、本県教育を取り巻く社会の状況を下記のとおり整理しています。

宮城県における教育を取り巻く社会の状況

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 東日本大震災からの復興 | 6 子供の貧困率の悪化 |
| 2 人口減少社会の到来と地方創生の推進 | 7 家庭環境や地域社会の変化 |
| 3 グローバル化の進展 | 8 文化芸術・スポーツへの関心の高まり |
| 4 ICT(情報通信技術)の進展 | 9 国の教育改革の動向 |
| 5 雇用情勢の動向 | |

これらの教育を取り巻く社会の状況と変化を踏まえ、「県教育の課題」として、下記の15項目を挙げています。

宮城県の教育の課題

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1 いじめ問題への対応 | 9 文化財の活用の促進 |
| 2 不登校児童生徒の増加 | 10 防災体制の確立と次世代への継承 |
| 3 体力・運動能力の低下 | 11 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承 |
| 4 基礎的・基本的な学習内容の定着 | 12 家庭教育への支援 |
| 5 英語教育の推進 | 13 地域の教育力の向上 |
| 6 教育の情報化の推進 | 14 県民の学習ニーズを捉えた生涯学習の推進 |
| 7 幼児教育の推進 | 15 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 |
| 8 特別な支援を必要とする児童生徒の増加 | |

以上、これらの課題を踏まえ「目指す姿」と5つの「計画の目標」の実現のために、10の基本方向、35の取組を挙げています。また、そのうちの16の取組は重点的事項として特に力を入れて推進していくこととしています。